

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成29年8月29日

**【発行者名】** アセットマネジメントOne株式会社

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 西 惠正

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

**【事務連絡者氏名】** 三木谷 正直

**【電話番号】** 03-6774-5100

**【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】** 新興国中小型株ファンド

**【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】** 1,000億円を上限とします。

**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年7月13日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の記載事項について、ファンド名称変更および投資制限の変更の反映、申込手数料を無手数料から販売会社が定める上限の記載への変更、また関係情報を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正の内容】

\_\_\_\_\_の部分は訂正部分を示します。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

<訂正前>

ネット証券専用ファンドシリーズ 新興国中小型株ファンド

(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

平成29年7月14日付でファンドの名称を「新興国中小型株ファンド」に変更します。

<訂正後>

新興国中小型株ファンド

(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

### (5)【申込手数料】

<訂正前>

ありません。

<訂正後>

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%(税抜3.0%)を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

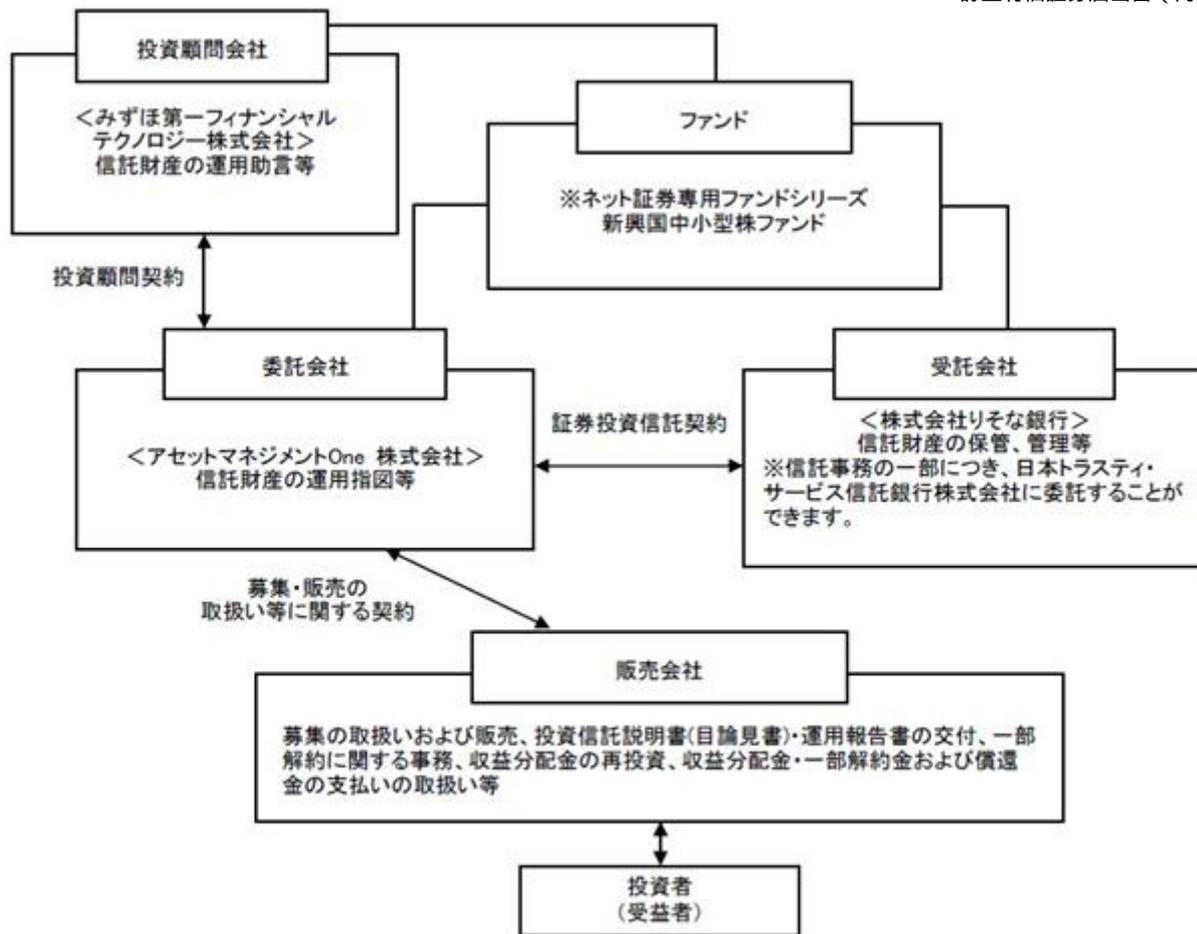
## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

#### (3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>



平成29年7月14日付でファンドの名称を「新興国中小型株ファンド」に変更します。

・「証券投資信託契約」の概要

(略)

当ファンドの投資方法

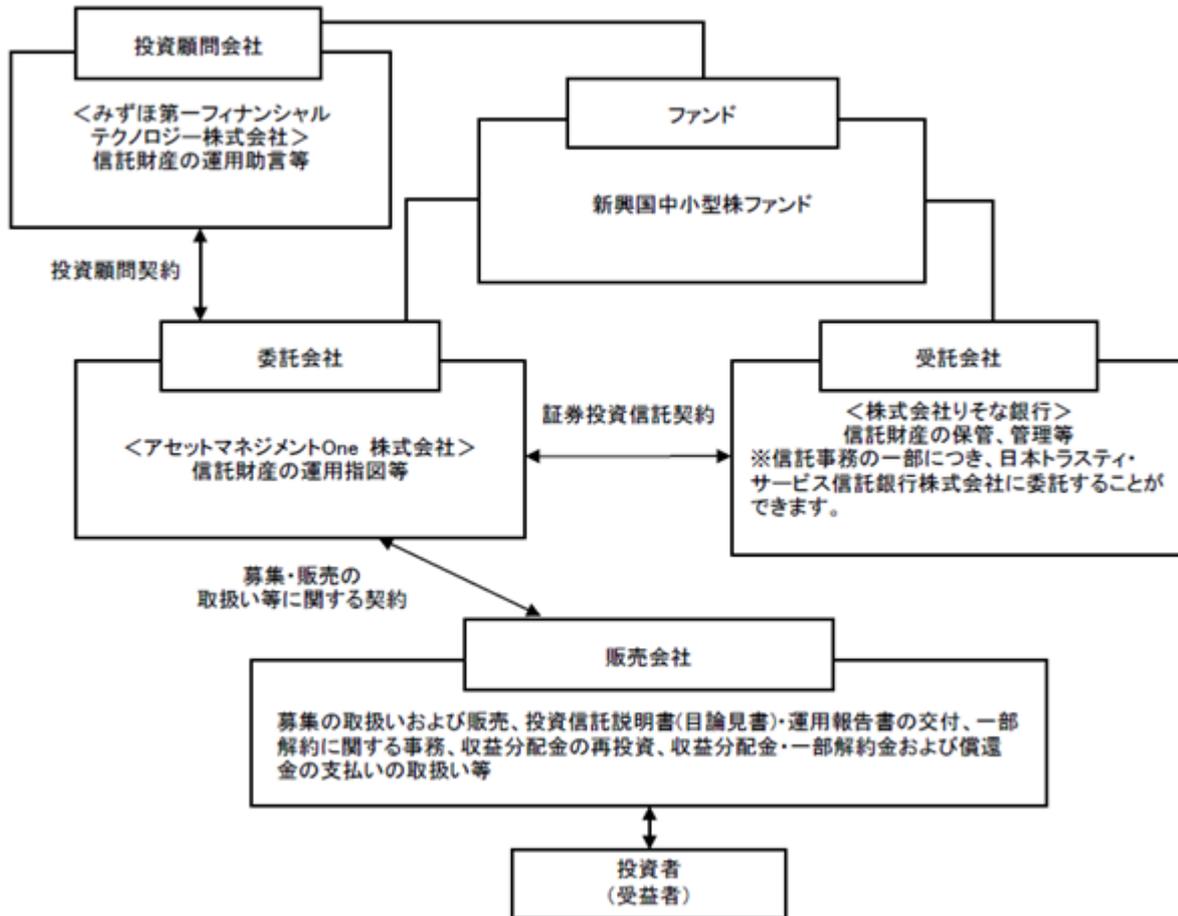


平成29年7月14日付でファンドの名称を「新興国中小型株ファンド」に変更します。

委託会社の概況

(略)

<訂正後>



・「証券投資信託契約」の概要  
(略)

当ファンドの投資方法



委託会社の概況

(略)

2【投資方針】

(5)【投資制限】

<訂正前>

株式への投資割合には制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

平成29年7月14日付で「同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。」

(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)」に変更します。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

(略)

非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

平成29年7月14日付で以下を追加します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

(略)

<訂正後>

株式への投資割合には制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

(略)

非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

(略)

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

<訂正前>

ありません。

<訂正後>

お申込時に、お申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%(税抜3.0%)を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お申込手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

(略)

- ・お申込手数料

ありません。

(略)

<訂正後>

(略)

- ・お申込手数料

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(略)

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第2【その他の関係法人の概況】

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1名称、資本金の額及び事業の内容」につきましては、以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

#### (1)受託会社

##### a. 名称

株式会社りそな銀行

##### b. 資本金の額

平成29年3月末日現在 279,928百万円

##### c. 事業の内容

日本において銀行業務および信託業務を営んでおります。

#### (2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
カブドットコム証券株式会社	7,196	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
株式会社SBI証券	48,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
大熊本証券株式会社	343	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社	7,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
マネックス証券株式会社	12,200	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
松井証券株式会社	11,944	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(注) 資本金の額は平成29年3月末日現在

(3) 投資顧問会社

a. 名称

みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社

b. 資本金の額

平成29年3月末日現在 200百万円

c. 事業の内容

日本において投資顧問業務を営んでいます。